

ネットワーク利用に関する規定

県中教育事務所

2011年11月2日

1 目的

この規程は、福島県教育庁県中教育事務所のネットワークの運用について、必要な事項を以下に定める。

2 利用の基本

本所においてネットワークを利用するに当たっては、管内の幼児・児童・生徒、成人、及び職員等関係者の個人情報の保護に努めるとともに、こころ豊かなたくましい人づくりを目指す本県教育の諸施策推進に寄与するよう努める。

3 運用主任

(1) 本所の適正なネットワーク利用を促進するため、実務・技術面を司る運用主任を置く。なお、運用主任には各課のITL担当者を充てる。

(2) 運用主任は、ネットワーク利用の詳細を別に定め、関係職員等に周知徹底を図るとともに、利用状況の把握に努める。

(3) ネットワーク利用に際し、個人情報の漏洩、不正な利用等、問題が発生した場合、速やかに運用主任へ報告しなければならない。また、必要がある場合には、所長は県教育委員会へ報告しなければならない。

(3) 運用に関してセキュリティや保安上の問題などが発生した場合に備えて、迅速に対応できる手順などをあらかじめ定めておくものとする。問題発生時の状況改善の手順には、意思決定の方法及び役割分担、システム休止やそれにかかわる機器操作、職員への告知などが含まれる。

4 ネットワーク運用委員会

所長の諮問機関としてネットワーク運用委員会(ネットワーク運用委員会は所内課長等会議とする)を置き、次の事項を協議する。

(1) ネットワークの利用に関する基本的事項

(2) 公開情報の審議

(3) その他ネットワーク利用に必要な事項

5 セキュリティ

ネットワーク利用に当たっては、個人情報及びデータ等の保護に努めるものとし、次の事項を徹底する。

(1) 個人情報などの守秘性の高いデータは、外部に接続しているコンピュータ内に保存せず、セキュリティー対策を講じたハードディスクにより一元的に管理し、恒常的に外部のネットワークから閲覧できないようにする。

(2) ウイルス等の被害を防止するため、最新のワクチン(ウイルス等を発見し駆除するために作られたソフトウェア)によるウイルス検査を定期的実施する。

(3) 県中教育事務所の各種ログインID及びパスワードは情報セキュリティー管理者が管理しその運用はネットワーク運用主任が行う。

6 ネットワークの利用形態

ネットワークの主な利用形態は、次の各項に定めるものとする。

(1) 情報の発信

県及び本所の各種事業の紹介、案内及び結果報告、担当各課の取り組みや管内の教育関係機関の情報等をホームページで発信する。

(2) 情報の受信・収集

本所から発信した内容に対する意見等を電子メール等で広く一般から受信する。また、管内の教育関係機関の情報を広く収集する。

7 公的な情報発信

(1) インターネットの利用において、ネットワークを介してのホームページ等による情報の発信を行うことができる主体は本所とし、うつくしま教育ネットワークが設置したサーバにおいて行うものとする。

(2) 職員は、個人又は私的組織として開設しているホームページ上では、公的な名称を使用したり、又は公的なホームページと誤解されるようなホームページを作成・公開しないこととする。

8 電子メール

(1) 所長宛のメールの管理と対応については、所長が行うこととする。

(2) 本所及び次長宛のメールの管理と対応については、次長が行うこととする。

(3) 本所宛及び運用主任宛のメールの管理と対応については、運用主任が行うこととし、関係者へ伝達することとする。

(4) 職員等のメールの管理と対応については、各個人が行うこととする。

9 ホームページ

(1) 公開の目的

県及び本所における各種事業の紹介、案内及び結果報告、管内における各教育関係機関の取り組み等を公開することで、本県教育の推進に寄与する。

(2) 登録データの管理は次の各項に定めることとする。

① 運用主任は、本施設のホームページの内容についてネットワーク運用委員会の承認を得るものとする。

② 運用主任は、本施設のホームページを日常的に閲覧し点検する。承認を得ずに掲載、更新したページを発見した場合は速やかに対処する。

(3) 登録データの更新及び変更等

① 本所全体に関わる内容の更新及び変更等に当たっては、運用主任がネットワーク運用委員会の承認を得るものとする。

② 各担当課に関わる内容の更新及び変更等に当たっては、各担当課で行っている発議により承認を得るものとする。

③ 各担当課に関わる内容の更新及び変更等にあわせて、トップページ内の「新着情報」、「更新履歴」等の更新を行う。

(4) 利用者に関する掲載情報について、本人又は保護者等から掲載内容の訂正や削除の要請を受けた場合には、速やかに要請に対応した措置を講ずることとする。

(5) 第三者の著作にかかわる情報について、当該著作者から掲載内容の訂正や削除の要請を受けた場合には、速やかに要請に対応した措置を講ずることとする。

(6) 閲覧者等から掲載情報の内容について指摘を受けた場合には、所長及びネットワーク運用委員会で協議した後、適切な措置を講ずることとする。

10 リンク

(1) 本所のホームページに対する他からのリンクは、教育目的のものは原則として自由とする。また、著作権表示を明確にし、ページの複製等については、所長の同意を得ることをホーム

ページ上に明記する。

(2) 本所のホームページから他のページへのリンクについては、リンク先の内容及びリンク方法等について十分配慮した上で設定するものとする。不適切な情報等が含まれると判断されたページへのリンクは設定しない。

(3) 本所のホームページに掲載する作品、登録データ等の原著作物についてのデータはその著作権を明記する。利用者等の作品については、原作者である本人に帰属し、その他のデータは本所に帰属する。

11 個人情報

(1) 個人情報をインターネットを利用して発信する場合には、本人の同意（取り扱う内容及び本人の状況によっては保護者の同意）に基づいて発信するものとする。その際、インターネットによる発信の意義とともに発信にかかわる危険について、周知を図るものとする。

(2) 個人情報の発信に当たっては、インターネットの教育活用の目的を達成するために必要不可欠であると所長が認める場合に限ることとし、個人の権利利益の侵害の防止を図るよう努める。

(3) インターネットで発信する個人情報の範囲は、次の各項に定めるものとする。

① 氏名

原則としてフルネームは使わない。ただし、教育上必要がある場合に限り扱うことができるものとする。

② 肖像（写真等）

人物の写真については、集合写真とするなど個人が特定できないよう配慮する。ただし、教育上の必要に応じて、個人写真を扱うことができるものとする。

③ 意見・主張等

意見、考え、主張等については、教育上の効果が認められる場合において扱うことができるものとする。

④ 身体状況

幼児児童生徒等の身体や障害の状況等については、必要な範囲においてのみ扱うことができるものとする。

⑤ 生活に関する情報

国籍、思想・信条に関する情報及び住所、電話番号、生年月日は、発信しないものとする。年齢、趣味、特技等の個人の情報については、教育上の効果が認められる場合においてのみ扱うことができるものとする。

12 禁止事項

(1) 発信する内容について、言語、表現方法、内容や人権に関わる表現等に配慮して発言しなければならない。

(2) 有料データベース、オンラインショッピングなどの私的利用は、禁止する。

(3) インターネットを利用して入手したデータや情報については、適正な利用に努めるとともに、教育以外の目的に利用、提供又は複製してはならない。

13 ネットワーク利用規程の見直し

(1) 教育におけるネットワーク利用の進展及び、社会情勢の変化や技術環境の変化に対応するよう、所内における十分な検討を経て、所内規程は常に見直しを行うものとする。

(2) コンピュータやインターネットで使われている技術は、進歩・変化が非常に激しいため、最新の情勢に常に注意を払うこととする。

(3) 本規程を本所ホームページ上で必ず表示するものとする。

附 則

- 1 この規程は、2011年11月2日から施行する。
- 2 この規則は、2011年11月29日に3の(1)の一部を修正するとともに、5の(3)を新たに付け加え、2011年12月5日から施行する。